

白河商工会議所生命共済制度「見舞金・祝金制度」規程

(目的)

第1条 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させる事を目的として実施する「生命共済制度」の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本規約は、当商工会議所が運営する「生命共済制度」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う見舞金・祝金制度について規定するものであり、その対象者は、「生命共済制度」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「対象者」という）とする。

(運営費)

第3条 会員事業所は、当商工会議所に対し、「生命共済制度」の掛金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

(給付内容)

第4条 本制度の給付は、見舞金・祝金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

(脱退)

第5条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛金が払い込まれている月の末日をもって「生命共済制度」から脱退するものとする。

「生命共済制度」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

- (1) 会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき。
- (2) 会員事業所が「生命共済制度」から脱退する旨の意思表示をしたとき。
- (3) 会員事業所が「生命共済制度」の掛金を期日までに支払わなかったとき。
ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りではない。
- (4) 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき。

(給付手続き)

第6条 対象者は、見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。

(給付期間・時効)

第7条 給付期間・時効の定めについて、見舞金・祝金制度の趣旨に反しない限りにおいて、定期保険（団体型）普通約款の定めを準用するものとする。

(規程の制定・改廃)

第8条 本規程の制定および改廃は、常議員会の決議により行う。

附 則

1. この規程は、平成18年7月1日より実施する。

附 則

1. この規程は、平成30年3月27日より施工し、平成30年4月1日から適用する。

別表1 見舞金・祝金給付内容

＜見舞金・祝金の給付内容＞

- 病気による入院見舞金（3日以上25日限度）
1口1,000円 2口2,000円 3口3,000円 4口4,000円
（1日につき）
- 事故による通院見舞金（5日以上25日限度）
1口1,000円 2口2,000円 3口3,000円 4口4,000円
（1日につき）
- 結婚祝金（加入者および配偶者の出産）
1口10,000円 2口15,000円 3口20,000円 4口25,000円
- 出産祝金
1口10,000円 2口15,000円 3口20,000円 4口25,000円
- 遺児育英見舞金
対象者が傷害を被り、死亡（傷害発生の日から180日以内に死亡した場合に限る。）し、被扶養者である18歳未満の遺児が残された場合に遺児育英見舞金として遺児1名につき5万円を支給する。
- 家族災害死亡見舞金
対象者の特定親族が傷害を被り、死亡（傷害発生の日から180日以内に死亡した場合に限る。）した場合に家族災害死亡見舞金として5万円を支給する。

＜給付できない場合＞

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

- 共通：・会員事業所・対象者・特定親族の故意、重過失
・地震、噴火またはこれらによる津波
・戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等
・核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故
- 病気による入院見舞金
年2回目以上の入院。なお、原則として定期保険（団体型）からの給付があった場合は支給されませんが、「ガン入院一時金」、「6大生活習慣病入院一時金」、「ガン先進医療一時金」の給付対象に該当した場合は支給の対象となります。
- 事故による通院見舞金
年2回目以上の通院。なお、原則として定期保険（団体型）からの給付があった場合は支給されません。
- 結婚祝金・出産祝金
加入後6ヶ月以内に事由発生の場合。
- 遺児育英見舞金：
・疾病による死亡
- 家族災害死亡見舞金：
・対象者の特定親族の疾病による死亡
・対象者の特定親族の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
・対象者の特定親族が法令に定められた運転資格を持たないで、または、酒に酔ってもしくは麻薬、あへん、大麻または覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
・対象者の特定親族、見舞金を受け取るべき者が次の各号いずれかに該当することを行っている間に生じた傷害
・自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含む。）、ゴカート、スノモビルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含む。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいう。）をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車をを用いて道路上でこれらのことを行っている間についてはこの限りでない。
・航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であるとか不定期便であるかを問わない。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除く。）を操縦している間

＜用語の定義＞

- ・対象者：生命共済に加入する会員事業所の事業主・役員およびすべての従業員
- ・特定親族：①対象者の配偶者
②対象者または配偶者の同居の親族（6親等以内の血族・3親等以内の姻族）
③対象者または配偶者の別居の未婚の子
なお、ここにいう対象者と特定親族との続柄は、事故発生時におけるものをいう。
- ・傷害：急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故
＊身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含み、細菌性食物中毒は含まない。

別表2 見舞金・祝金給付請求書類

見舞金区分	必要書類
病気による入院見舞金	診断書・領収書（写し可）
事故による通院見舞金	診断書・領収書（写し可）
遺児育英見舞金	・死亡診断書 ・遺児が18歳未満であることを証明する住民票、健康保険証等
家族災害死亡見舞金	・死亡診断書 ・従業員等との続柄を証明する住民票、健康保険証等の書類
結婚祝金	戸籍抄本（写し可）
出産祝金	戸籍謄本・健康保険証・母子手帳（写し可）

附 則

- （実施の時期）
1 別表1の改正規定は、令和3年4月1日から実施する。